

令和8年度清瀬市内公園キッチンカー出店事業者募集要領

1 目的

公園スペースの活用及び公園利用者の利便性や魅力の向上など地域振興に寄与することを目的とする。

2 出店期間及び募集期間

出店希望者は下記3の登録を行い、定められた期間までに出店希望表を提出すること。事業者登録後に、出店希望表を送付します。

出店時間は以下のとおり。

- ① 9:00～12:00
- ② 12:30～16:30
- ③ 17:00～21:00（きよせ駅前ポケットパークのみ実施）

3 出店事業者の登録について

以下の全てに該当する個人・法人・任意団体は、下記の申請フォーム「清瀬市内公園キッチンカー出店事業者登録申請」を行うこと。

- ①上記「1.目的」に同意できる者
- ②公的機関の発行する営業許可証を有する者

清瀬市内公園キッチンカー出店事業者登録申請フォーム

<https://logoform.jp/form/QzsJ/1070249>



4 キッチンカー事業者登録申請の禁止事業者

以下に該当する個人・法人・任意団体は、申請することができない。

- ① 制限能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人、および未成年者）
- ② 銀行取引停止処分を受けている者
- ③ 懲役又は禁固の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
- ④ 禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって勾留又は起訴された者で、判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者
- ⑤ 申し込み業種について、申込日から過去1年以内に行政処分を受けた者
- ⑥ 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者
- ⑦ 暴力団関係者及びその繋がりがあるとされる者
- ⑧ その他、市が指定する者

5 提出書類

- ① 営業許可証一式（保健所が発行したもの）
- ② 食品賠償保険等の証明書の写し

6 出店について

- ① 登録事業者同士で出店希望日が重複した場合は、抽選とする。
- ② 酒類を除く飲食物（自動車による調理営業・販売業として保健所の許可を得ているもの）消費期限が切れている飲食物又はそれらで調理したもの、及び清瀬市が不相当と判断したものは禁止とする。

7 出店料

- ① 9：00～12：00 1,000円
- ② 12：30～16：30 1,000円
- ③ 17：00～21：00 2,000円

※納付書が届きましたら、速やかにお支払ください。

8 出店場所

- 神山公園内
- 金山緑地公園内
- きよせ駅前ポケットパーク（安らぎ場）

9 その他

モデル事業として実施しているため、出店後に実績報告をお願いします。

出店の応募をいただいても、ご希望に添えない場合がございますのでご了承ください。